

特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）短期入所利用料金表

（適用 令和元年10月1日）

1. 基本サービス費（介護（予防）保険給付の自己負担分）

介護予防給付（1日の負担額）

（※表示は1割負担の場合です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されているかたは2倍の負担になります。）

要介護度	要支援1	要支援2
1日の負担額	514円	638円

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の負担額	684円	751円	824円	892円	959円

2. サービス提供体制及び入居者の状況により上記サービス費用に加算される金額

（※表示は1割負担の場合です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されているかたは2倍の負担になります。）

区 分	1日の単位	要件等
送迎加算	184円	片道1回毎
療養食加算	(1回) 8円	栄養士を配置し法令に定める療養食を提供
看護体制加算Ⅰ (介護給付者のみ)	4円	常勤の看護師を1名以上配置
夜勤職員配置加算Ⅱ (介護給付者のみ)	18円	夜勤を行う介護職員・看護職員の最低基準を1人以上多く配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	200円	認知症の行動・心理症状のため在宅での生活が困難と医師が判断した者を緊急に受入れ
若年性認知症利用者受入加算	120円	厚生労働大臣が定める基準に沿った若年性認知症利用者の受入れ (※認知症行動・心理症状緊急対応加算算定の場合は算定しない)
緊急短期入所受入加算	90円	居宅サービス計画にない緊急的な受入れ
在宅中重度者受入加算	421円	普段利用の訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（介護職員等特定処遇改善加算）の合計の8.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（介護職員処遇改善加算を除く）の合計の2.7%を加算	

※ 高額介護サービス費

サービス費用（保険給付の本人負担）の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます（高額介護サービス費の支給）。

利用者負担段階	利用者負担 個人の上限額（月額）
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円

3. 滞在費（保険給付対象外、ただし所得の低いかたは長岡市への申請により下記軽減あり）
 1日あたりの居住費は、2,006円です。利用者負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額です。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階 820円	第2段階 820円	第3段階 1,310円	第4段階 2,006円
---------------------	--------------	--------------	----------------	----------------

4. 食費（保険給付対象外、ただし所得の低いかたは長岡市への申請により下記の軽減あり）

A：利用者負担限度額認定を受けているかた（第1～第3段階）

朝食300円、昼食550円、夕食530円で、1日（3食）の合計額と下表「介護保険負担限度額認定証」の「食費の負担限度額」を比較して低いほうの金額です。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階 300円	第2段階 390円	第3段階 650円
---------------------	--------------	--------------	--------------

B：A以外のかた 朝食320円、昼食580円、夕食550円（第4段階）

★社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難であるかたで軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、長岡市への申請により利用者負担の軽減を受けることができます。